

終章

子育て家庭の孤立に関する都市自治体政策 —コミュニティとの協働・連携—

立正大学法学部教授 山口 道昭

1 コミュニティ資源と行政資源

(1) コミュニティ資源

孤立とは、社会とのつながりや助けのない状態である。これを解消するよう支援するのが、地域などのコミュニティや行政である。そこで、本章では、子育て世帯の孤立に関しコミュニティに着目し検討する。

ところで、コミュニティとは一体何か。さまざまに使用されるところであるが、ここでは、メンバーにとって、安全・安心が確保される空間と定義しておこう。このコミュニティは、地域を単位に構成されることもあるし（地域コミュニティ）、また、一定の情報をやりとりする仲間を単位に構成されることもある（知縁コミュニティ）。いずれにしても、コミュニティが一定の空間であるなら、内と外、コミュニティのメンバーかそうでないかが区別される。メンバーであれば、安全・安心が確保されるということは、逆に、メンバー以外には、安全・安心が確保されないということにつながる。このことで、メンバー以外の人々に社会的な不都合が生じ、このことを全体社会が容認しないと考えるとき、全体社会から何らかの介入がなされる。介入を行うのが地域やNPOなどで、孤立した者が包摂されるのであれば、行政介入の必要は生じない。しかし、そうでなければ、行政介入が「一定の範囲で」求められる。

行政としては、介入の必要がないほうが望ましい状況だといえる。「公共私」論と同様の考え方である行政補完論によれば、まず、自分のできることは自分でなし（私）、それができなければコミュニティでの解決を目指す（共）。それでも手に余る案件に限って行政の出番となる（公）。したがって、コミュニティがしっかりしていればいるほど、行政の出番は縮小する。

しかし、日本社会において、第2次大戦後、都市化・核家族化

が進み、これに伴って、地域コミュニティの解体が進行した。また、終身雇用、年功序列制度に代表される日本的経営も、1990年代にはグローバリゼーションの波を受けて崩壊し、職域コミュニティも喪失していった。「メンバーシップ型雇用からジョブ型雇用へ」などと称される状況である¹。

そこで、単純に考えれば、これらの動向に反比例し、行政の出番が拡大するはずである。しかし、行政の出番が拡大するとしても、行政が直接孤立者を支援することは、簡単ではない。こうした政策が必要だとしても、その対象者は限定されるべきだと考えられた。そこで、行政は、対象者を縮小させるべく、前段での支援に当たるコミュニティの強化を模索した。ただし、職域コミュニティの強化を行政が支援することは困難である。そこで、支援の対象たるコミュニティは、まずは地域コミュニティ、次いで知縁コミュニティだった。1998年には、95年の阪神・淡路大震災を契機に、特定非営利活動促進法（NPO法）が制定されている。

地域コミュニティの典型は、町内会・自治会である。町内会・自治会は、地域包括的な性格を持ち（中田ほか2017）、そのメンバー間の関係は本来対等であるはずだが、実際には、こうした対等関係に立つ者のほかに、支援を必要とする者と支援を行う者とが生まれる。また、知縁コミュニティの典型は、NPOである。NPOには、弱者支援を目的に結成されるものがある。これらの「チャリティ（慈善）空間」が活性化することで、行政の直接支援対象者が限定されることになる（バウマン2017：91）。

なお、地域コミュニティと知縁コミュニティは、画然と区別されるのではなく、両者の性格を併せ持つものも多い。本報告書の対象である、孤立した子育て家庭支援に関するNPOも同様である。

1 なお、昨今では、社内運動会の開催など職域コミュニティの復活を図る動きも見られる。

(2) 行政資源

行政が行う介入の方法は、すでに述べたように2つある。ひとつは直接介入であり、もうひとつは間接的介入であり、チャリティ空間に対する働きかけである。

直接介入の対象は、児童虐待や育児放棄といった、主に子どもの生命の危険に直結するものである。その原因には、家庭の孤立が関係していることも多い。これらへの対応の中心となる機関は、児童相談所である。児童相談所の設置は、都道府県・指定都市のほか中核市・特別区でも可能であるが、中核市・特別区で児童相談所を設置している市区はごく少数である（3市4区、児童福祉法施行令45条の2）。

本報告書では、基本的に児童相談所を設置していない多くの都市自治体を対象に考察している。そこで、検討の中心とするのは、主として間接的なチャリティ空間に対する働きかけである。もっとも、都市自治体では、第3章でみた善通寺市のように、行政からの依頼に基づいて、NPOが深刻なケースを取り扱う事例も存在する。

さて、孤立した家庭に対する行政介入の方法も、2つに分けられる。ひとつは直接支えることであり、もうひとつはチャリティ空間としてのコミュニティにつなぐことである。

前者の直接介入については、基本的に子どもの生命の危険に直結するものだとすでに述べたが、現状は、歴史的な経緯によってそれだけにとどまっていない。その典型的な例は、公営保育所の利用である。市町村²財政の悪化や子ども・子育て支援法（2012年）の施行などによって、保育所の民間化が進んできたが、それでも公営保

2 子ども・子育て支援に関する行政の中心は、「市町村」であって、この場合、特別区も含むとされている。本章では、特に断らない限り、「市町村」は、特別区を含んで使用している。子ども・子育て支援法3条1項参照。

育所は数多く残っている³。

子育て家庭の「子ども」に厳密な定義はない。しかし、本報告書では、おむね小学校就学前の子どもを念頭に検討を進めている。小学校が義務教育とされていることから、小学校に入学する年齢になれば、子育て家庭は学校を中心としたネットワークに組み込まれ、孤立から解放されやすいと考えられるためである⁴。

行政介入を行うためには、何らかの裏付けが求められる。その最大のものが法的資源である。子育て家庭支援に関する法的資源の中心は、子ども・子育て支援法である。

同法は、子ども・子育て支援を子ども・子育て支援給付（2章）、地域子ども・子育て支援事業（4章）、および仕事・子育て両立支援事業（4章の2）の3種類に整理している。このうち、本報告書の内容に密接に関係するのは、4章の地域子ども・子育て支援事業である。

そして、地域子ども・子育て支援事業は、①利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業など7事業、②延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブの3事業、③妊婦健診、実費徴収に係る補足給付を行う事業など3事業で構成される（子ども・子育て支援法59条）。このうち、本報告書の内容に一層密接なのは、①のうちの「利用者支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」である。

同法の展開として、利用者支援事業の実施に当たっては、内閣府・文部科学省・厚生労働省の3局長連名で「利用者支援事業実

3 厚生労働省「社会福祉施設等調査」によれば、公営保育所の割合は、2010年には45.6%だったが、2017年には32.1%に低下している（2015年以降は、幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園および保育所の合計数）。

4 もちろん、すべての家庭が孤立から解放されるのではない。あいかわらず孤立状態に置かれるのは例外（マイノリティ）となり、この例外に対しては別途支援が求められる。

施要領」(最終改正は2021年3月26日)と「利用者支援事業ガイドライン」(最終改正は2015年5月21日)が示されている。また、地域子育て支援拠点事業の実施に当たっては、厚生労働省の局長から「地域子育て支援拠点事業実施要領」(最終改正は2021年3月26日)が示されている。

これらによると、利用者支援事業は、①基本型、②特定型(保育コンシェルジュ)、③母子保健型、の3類型に区分され、いずれも実施主体は自治体(市町村および特別区)とされている。ただし、自治体は、自治体が認めた者への委託等を行うことができる。また、地域子育て支援拠点事業は、①一般型、②連携型、の2類型に区分され、いずれも実施主体は、利用者支援事業同様自治体とされている。自治体は、社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等を行うことができる。

(3) 行政資源とコミュニティ資源の連携

ここでは、子育て家庭支援に関する利用者支援事業の実施状況を例に、行政資源とコミュニティ資源の連携について検討してみよう。

厚生労働省は、利用者支援事業の実施状況を毎年度公表している⁵。このうち、2020年度の実施状況によれば、事業の実施主体は、全体では、直営2,575(89.9%)、NPO法人122(4.3%)、社会福祉法人96(3.4%)などとなっている。また、直営でなくとも実施しやすいと思われる基本型についてみれば、直営638(71.8%)、NPO法人116(13.1%)、社会福祉法人88(9.9%)などとなっている。

こうしてみると、直営の数(割合)が多く、前章までに述べてき

5 厚生労働省子ども・子育て支援のウェブサイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/index.html 参照。

たように、先駆的な取り組みを行っている NPO 法人は存在するものの、その数（割合）は少ない。利用者支援事業の実施数は、年度ごとに順調に拡大してきているものの、25 歳～44 歳人口 1 万人当たり箇所数は、全国ベースで 1.0 箇所と、まだまだ不十分なことがその原因だろう。事業実施数の拡大を目指すには、直営以外の NPO 法人や社会福祉法人、さらには、社会福祉協議会や株式会社等多様な主体の参加が求められよう。

さて、行政資源とコミュニティ資源の連携のためには、コミュニティ資源の豊富化が必要条件である。コミュニティという観点からこのことをみると、NPO は、主として知縁コミュニティ、社会福祉法人や社会福祉協議会は、地域コミュニティと位置付けることができる。また、地域コミュニティという面では、利用者支援事業の実施主体には想定されていないものの町内会・自治会なども新たな主体として考えることができるかもしれない。ただし、後述のように、事業者には、専門職員（利用者支援専門員など）の配置が求められ、クリアすべきハードルとなる。

これらコミュニティによる子育て家庭支援の方法は、基本的には対面型である。もっとも、昨今のコロナ禍のなかでは暫定的・限定的にオンライン型が採用されている。オンライン型は、利益志向の営利企業など目的が明確な組織にとっては、有効なアソシエーション・ツールだといえる。一方、メンバー間、そして、支援対象者との間を安全・安心な関係とすることを志向するコミュニティには、不向きな手法だといえる。あくまで現況は、コロナ禍という特殊な状況に対応したものといえる。もっとも、対象家庭の「孤立」という面に着目するとき、孤立の原因によっては有用性が認められ、今後も活用される余地がある。さらに検討を進めよう。

2 支援対象者の特性

(1) 支援が必要な孤立家庭

ここでは、支援の対象となる孤立家庭の視点から検討する。多くの孤立家庭は、支援を求めているから、こうした孤立家庭は、孤立家庭のなかではマジョリティである。

もちろん、孤立家庭の孤立原因はさまざまである。子の問題、親の問題、そもそも親がいないケース、低所得のため働く時間以外の時間が取れず、地域等との交流ができないケースなど千差万別である。社会には、これまでに述べたような行政組織や支援団体があるが、その存在を知らない、また、たとえ知っていても連絡を取る時間が取れないなどといった理由から、孤立が継続しているものである。こうした場合、適切な組織・団体がアウトリーチなどの手法によってアプローチし、それぞれの専門機関・職につなぐことができれば、問題は解消に向かおう。

(2) 支援を求める孤立家庭

孤立家庭が支援を求めるための何らかのシグナルを発信しないかといえば、そうとはいえない。しかし、何らかのシグナルを発していたとしても、それが支援機関に届かないことがある。昨今では、そうしたシグナルの多くは、LINEなどのSNS上で発せられる。

孤立家庭のことであるから、SNSへの情報発信が頻繁であるとは考えられない。そこで、数少ない情報を、支援機関がどのようにキャッチするのが課題になる。

昨今では、行政組織でも情報提供の手段として、SNSを積極的に活用する例が増えてきた。情報提供は、従来同様、組織としての意思決定に基づき（たとえば稟議制）、行うことが可能である。一方、情報を受容し、これを組織的に用いることは容易ではない。孤

立家庭などからのシグナルに対しては迅速に対応することが求められるが、このような行動パターンは、従来の行政のものとは異なる。行政組織としては、担当職員に広範な裁量を付与し、その責任の下、シグナルに即応することが必要である。SNS の性格は基本的にパーソナルツールであり、これを組織的に使いこなす行政手法を開発しなければならない。ケースワーカーに典型的な「ストリートレベルの行政職員」(リプスキー 1998) について、法制度的にも適切に位置付けるなど議論の一層の深化が求められる(関 2014、山口 2015)。

もっとも、このような取組みには限界がある。したがって、SNS 活用の効果的担い手は、やはり民間のコミュニティだろう。必要なケースについては、民間で対応が可能のように、資金面などを含めて制度を整備すべきである。また、もし行政組織で対応するのであれば、コミュニティからそれにつなぐネットワークの形成こそが求められる。都市自治体の役割は、これら制度の構築とその後のシステムの管理・運用である。

(3) 支援を求めない孤立家庭

ところで、孤立家庭においては、支援を求めつつ、その方策がわからない家庭だけでなく、そもそも孤立していることに不安を覚えない家庭も存在しよう。

それらをタイプ分けすれば、第 1 は、社会的に成功した富裕層である(バウマン 2017: 77-)。富裕層は、コミュニティや行政に何ら依存することなく、自らの価値観に基づき、子育てに励むことができる。

第 2 は、身の回りに支援組織があることを知らず、現状の孤立を当然のこととして受け入れている家庭である。こうした家庭の場合、子どもが社会的に放置されがちで、客観的には問題があるとみ

なされるケースがあろう。不知ゆえに孤立しているのであれば、コミュニティや行政からのアウトリーチによって、支援のネットワークのなかに組み込むことが可能である。

第3は、身の回りに支援組織があることを知っていたとしても、あえてそれに背を向け、現状の孤立を積極的に維持している家庭である。こうした家庭では、親の自由が保障される反面、子の安全が犠牲になっている危険がある。極端には、虐待隠しである。こうしたケースにあっては、行政が中心になって積極的なアウトリーチが求められる。家庭・親の自由よりも、子の安全こそが優先される。本報告書で対象にしている都市自治体の観点からは、児童相談所や警察との連携が求められるケースであり、それら機関へのつなぎと、つないだ後の協力とフォローアップが都市自治体の役割となる。

3 今後の展望

(1) 行政手法

行政が採用する手法は、さまざまに分類することが可能である。そのうち、最もポピュラーな分類は、規制と誘導である。

児童相談所では、児童を緊急に保護する場合など、一時保護という行政手法によって、児童と親を切り離す規制措置が可能である。一方、児童相談所を設置していない自治体では、児童家庭支援センターを中心に、児童家庭福祉に関する地域相談に依拠している。相談という行政手法によって、対象者の自発的な行動変容を期待しているのである。

また、行政と対象者の関係に着目すれば、直接支援と間接支援に分類が可能である。規制手法に関しては、多くは行政自身による直接執行が採られよう。一方、受益的支援に関しては、行政自身が直

接行うことを求められない。むしろ、対象者の状況に即して柔軟に対応するためには、実際に支援を行うのは、対象者の置かれた状況をよく知る地域団体やNPOなどの支援団体に任せ、行政は、こうした支援団体に対して専門的な知識を提供し、また、支援に係る費用を負担するなど間接的な支援にとどまることが望ましい場合が多い。

実際、こうした考え方に基づいて、現行の法制度は設計されている。

子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業は、利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業からなっていることはすでに述べた。そして、これらの事業は、行政からの委託を受けることによって、民間団体（NPO法人や社会福祉法人等）で実施が可能である。そして、これらの団体内において指導的な役割を果たすのが、「利用者支援専門員」である。

「利用者支援事業ガイドライン」によれば、利用者支援事業のうち「基本型」の事業に従事する利用者支援専門員の役割は、次のようなものとされている。

第1は、利用者と地域の子育て資源又は各子育て資源間のコーディネートであり、ソーシャルワーク的なものであること、である。そして、第2は、地域の子育て資源について深い理解や関係者との密な関係構築が必要であること、である。

そこで、利用者支援専門員の資格要件は、子ども・子育て支援に関する事業の実務経験を有する者であることが基本とされる。また、利用者支援専門員は、医療・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に従事することができる資格を有している者や、自治体が実施する研修もしくは認定を受けた者のほか、育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した者とされる。

そして、同ガイドラインは、具体的な要件を定めている。利用者支援事業（基本型）を行う事業所には、1事業所1名以上の利用者支援専門員の配置を求めている。

行政としては、利用者支援専門員に対する研修を企画・実施するとともに、事業所の利用者支援専門員の資格状況や配置の実態などに関するモニタリングを行うことになる。これらが委託者としての行政の、子育て家庭に対する間接支援の内容になろう。そのうえで、民間団体の手に余るような深刻な状況にあるケースについては、児童相談所や警察などの関係機関と連携しながら直接支援を行うことになる。これら判断の見極めが重要である。

(2) 行政体制

すでに述べたように、利用者支援事業の2020年度の実施状況は、主体別に、全体では、直営2,575（89.9%）、NPO法人122（4.3%）、社会福祉法人96（3.4%）である。また、基本型についてみれば、直営638（71.8%）、NPO法人116（13.1%）、社会福祉法人88（9.9%）である。

行政体制という観点からは、直営に関する行政体制と団体委託に関する行政体制の2つが考えられる。

まず、直営に関しては、一般的には自治体内部の縦割り行政が問題になり得る。本報告書の主たる対象である「小学校就学前の子どもを有する家庭」に関する自治体の主たる関係部局は、保育所所管部局、（公立）幼稚園所管部局⁶、認定こども園所管部局が考えられる。これらとの連携は、もちろん必要であれば求められるが、さほど密接というものではない。なぜなら、こうした施設に通所している子どもを持つ家庭は、「孤立家庭」ではない可能性が高いからで

6 私立幼稚園の所管は、都道府県知事である。

ある。「孤立家庭」支援ということでは、別に所管組織が必要になる。

ただし、大都市以外の自治体において、こうした「孤立家庭」専門組織を設置することはコスト面からなかなか困難だろうと思われる。したがって、縦割り行政は、生じようもない。単一の課・係が、「子育て支援」というフレームのなかで、「孤立家庭」対策に取り組むことになろう。

文部科学省調査「幼児教育の現状」（2020年）によれば、2019年度現在、設置数は、保育所（保育所型認定こども園および特定地域型保育事業を含む）30,030園、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）10,070園、幼保連携型認定こども園（地方裁量型認定こども園を含む）5,207園となっている。数（設置数）がすべてではないが、「孤立家庭」との関連性が高いのは、保育所所管組織だろう。したがって、子育て孤立家庭の主担当組織は、幼稚園を所管する教育委員会とするよりも、保育所を所管する長部局が適切だと考えられる。

次に、団体委託に関しても、組織の一元化ができず、縦割り行政となる可能性はある。とはいえ、直営と同様の理由で、大都市以外の自治体においては縦割り行政の弊害は生じにくい。むしろ、自治体財政の逼迫から、少人数の組織に多くの事務が詰め込まれ、消化不良となることのほうが危惧される。この場合、行政では、支援組織である民間団体における質の底上げを図ることができない。良質の事業を行う団体には特段のサポートは必要ないだろうが、そうでない質の事業を行う団体の向上が見込めない。深刻な事案が放置され、その結果、自死や虐待などが発覚した後になって行政が対応するといった事態を招きかねない。たとえ、こうした深刻な事態に至らないにしても、前にみたように、民間の支援組織の数は十分なレベルにはない。増加を働きかける必要があるが、そこまで手が回ら

ないといった事態が危惧される。

また、行政体制といったときには、組織の問題とともに職員の問題がある。具体的には、非正規職員問題である。ここでの「非正規職員」とは、かつての臨時・非常勤職員であり、2020年度以降は、「会計年度任用職員」と言い換えてもよい。会計年度任用職員は、2017年改正地方公務員法によって制度化されたもので一般職の非常勤職員である。フルタイム型とともにパートタイム型がある。非常勤職員のため、職員定数条例は適用されない（地方自治法 172条 3項）。

ここでは、一般職の常勤職員を正規職員と呼ぶことにする。正規職員に対しては職員定数条例が適用され、近年の行財政改革の結果、定数が削減されてきた。また、よしんば同条例が改正されないとしても、職員数自体は抑制されてきた。近年の職員数のピークは1994年であり、そのときの総職員数（定員ベース、以下同じ）は、3,282,492人だった。子育て支援に関係する市町村の福祉関係職員数は、385,784人だった。これが、2020年になると、総職員数 2,762,020人（84.1%）、市町村の福祉関係職員数 312,998人（81.1%）に減少した。これらの減少分を代替してきたのが、非正規職員の増加である（上林 2015：22-32）。総務省の調査（地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査（2016年度調査））によれば、非正規職員の数は、2012年には 598,977人（総職員数に占める割合 21.6%）だったが、2016年には 643,131人（同 23.5%）と 44,154人（7.4%）増加している。

さて、自治体では、市民から多くの相談に対応している。一般的な問い合わせとともに、専門的な相談もある。そして、それらの専門的な相談に応じる業務を担うのが、各種の専門職である。児童福祉法に基づく自治体の児童家庭相談窓口には、児童福祉司、保健師・助産師・看護師、教員免許を有する者などが置かれている。厚

生労働省の調査（市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査（2012年度調査））によれば、その3分の1（33.7%）は、非正規職員が占めている（上林 2021：106）。

子育て支援に当たる「利用者支援相談員」も、国家資格とされてはいないものの専門職もしくはそれに準じるものである。利用者支援事業は、市町村直営でも団体委託でも実施される。利用者支援事業（特に基本型）のうち直営で実施されているものに従事している利用者支援相談員が、常勤か非常勤かについての調査は実施されていないようである。一方、地域子育て支援拠点事業については、調査が実施されており、それによると、従事する職員のうち、非常勤が60.2%、常勤が38.8%となっている（三菱：80）。地域子育て支援拠点事業が公共施設や保育所、児童館等の公の施設で実施されるのに対し、利用者支援事業（特に基本型）では、そうした施設を必要としないことから、非常勤職員の割合は、さらに高いことが推測される。自治体では、こうした内外の専門職職員の知見を取り入れ、これらと協働・連携して業務に当たることが求められる。そのためには、自治体内部に、さまざまな意見の是非を判断することができる専門的な知見が蓄積されていなければならない。常勤の専門職が一定程度確保される必要がある。

(3) コロナ禍の影響

日本では、2020年以降本格化したコロナ禍（新型コロナウイルス感染症に基づく禍）によって、人々の生活は一変した。子育て家庭の支援を行う取組みについても同様である。その影響を概観する。

第1に、コミュニティ活動は、停滞を余儀なくされた。これまで、ほとんどのコミュニティ活動は、対面で実施されてきたためである。感染防止の観点から人と人との間に物理的な距離を取ること

(フィジカル・ディスタンス)が、社会的な距離(ソーシャル・ディスタンス)の拡大を招いた。対面型コミュニティ活動は、主として地域における知縁コミュニティにおいて実施されてきた。アウトリーチが感染防止の観点から忌避されると、孤立した子育て家庭は、そのまま放置されることになる。

一方、対面に代わるコミュニケーションの手段として、オンライン通信が急拡大した。通信端末では、パソコンやスマートフォン(スマホ)を利用する。子育て世代である20~30歳代のスマホ所有率は95%を超えており、孤立家庭においてもほぼ同様だろう。したがって、オンラインによるコミュニティ活動は、対面型コミュニティ活動を補完するとともに、場所(地域)にとらわれない点で、新たな可能性を見いだす。こうした点は、知縁コミュニティにとって有利に働く。

第2に、孤立家庭は、ますます孤立を深めていく。また、これまで支援を受けていた子育て家庭に支援が行き届かなくなり、新たに孤立家庭に陥ったものも出てくる。こうしたことが想定されるが、これらに関する全般的な調査の実施は容易でなく、散発的に事例がマスコミ等で報道されるにとどまっている。行政としてはアンテナを高くし、孤立家庭の発見に努めることが求められる。また、支援団体でも、SNSなどを通じ、ネットワークに接触する孤立家庭を見逃さないようにすることが必要である。

コロナ禍においては、自然災害に対するのとは異なり、「災害ユートピア」(ソルニット2010)は出現しにくい。ウィズ・コロナ時代のコミュニティと行政のあり方に関する先駆的な取組みが蓄積・発信され、こうした取組みが全国に波及することで、子育て家庭の孤立に基づく弊害が解消されることを期待する。本報告書がその一助となれば幸いである。

*

国においては、子ども政策の司令塔となる新たな組織として「子ども家庭庁」を設置するようである。名称をめぐっては、「こども庁」が「子ども家庭庁」に変更されたことで、子どもに対する家庭の役割が強化・強調されているのではないかと、との批判も見られる。一方、どのような組織が中央省庁に設置されようとも、子育て家庭にとって最も身近な行政組織として頼りになるのは、基礎自治体たる市区町村である。こうした意味で、都市自治体の役割は一層大きくなる。社会動向の先頭に立つ先駆的な事業が、多くの都市自治体で展開されることを望む。

参考文献

- 赤川学（2017）『これが答えだ！ 少子化問題』ちくま新書
- 赤川学（2018）『少子化問題の社会学』弘文堂
- 有川浩（2018）『明日の子供たち』幻冬舎文庫
- 石田光規（2018）『孤立不安社会一つながりの格差、承認の追求、ぼっちの恐怖』勁草書房
- 今川晃・山口道昭・新川達郎編（2005）『地域力を高めるこれからの協働—ファシリテータ育成テキスト』第一法規
- 上林陽治（2012）『非正規公務員』日本評論社
- 上林陽治（2015）『非正規公務員の現在—深化する格差』日本評論社
- 上林陽治（2021）『非正規公務員のリアル—欺瞞の会計年度任用職員制度』日本評論社
- （公財）日本都市センター編（2017）『都市自治体の子ども・子育て政策』（公財）日本都市センター
- （公財）日本都市センター編（2018）『コミュニティの人材確保と育成—協働を通じた持続可能な地域社会』（公財）日本都市センター

- 厚生労働省編（2021）『令和3年版厚生労働白書（令和2年度厚生労働行政年次報告）—新型コロナウイルス感染症と社会保障』日経印刷
- 佐藤まゆみ（2012）『市町村中心の子ども家庭福祉—その可能性と課題』生活書院
- 柴田悠（2016）『子育て支援が日本を救う—政策効果の経済分析』勁草書房
- ソルニット、レベッカ（著）、高月園子（訳）（2010）『災害ユートピア—なぜそのとき特別な共同体が立ち上がるのか』亜紀書房
- 関智弘（2014）「組織人としてのケースワーカー—ストリートレベルの官僚制の再検討」日本行政学会編『大都市制度の改革（年報行政研究49）』ぎょうせい
- 内閣府編（2020）『少子化社会対策白書（令和2年版）』日経印刷
- 中田実・山崎丈夫・小木曾洋司（2017）『改訂新版 地域再生と町内会・自治会』自治体研究社
- バウマン、ジグムント（奥井智之訳）（2017）『コミュニティー—安全と自由の戦場』ちくま学芸文庫
- 橋本和孝・吉原直樹・速見聖子（編著）（2021）『コミュニティー思想と社会理論』東信堂
- 橋本真紀・奥山千鶴子・坂本純子（編著）、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会（2016）『地域子育て支援拠点で取り組む利用者支援事業のための実践ガイド』中央法規出版
- 濱口桂一郎（2021）『ジョブ型雇用社会とは何か—正社員体制の矛盾と転機』岩波新書
- 早川征一郎・松尾孝一（2012）『国・地方公共団体の非正規職員』旬報社

- 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング（2019）「地域子育て支援拠点の利用状況等に応じた職員配置と収支状況に関する調査報告書」
- 山口道昭編（2006）『協働と市民活動の実務』ぎょうせい
- 山口道昭（2015）「生活保護の政策法務」「続・生活保護の政策法務」同『政策法務の最前線』第一法規（初出 2013）
- 山田昌弘（2020）『日本の少子化対策はなぜ失敗したのか？—結婚・出産が回避される本当の原因』光文社新書
- リプスキー，マイケル（著）、田尾雅夫（訳）（1998）『行政サービスのディレンマ—ストリート・レベルの官僚制』木鐸社